

平成25年6月第2回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成25年6月21日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴 木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 林 修 三
10番 山 口 孝 弘
11番 湯 浅 祐 徳
12番 川 上 雄 次
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 小 高 良 則
22番 中 田 眞 司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事（事）国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
農 業 委 員 会 事 務 局 長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
学校給食センター所長	加 瀬 芳 之
総務部参事（事）総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事（事）農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事（事）道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成25年6月21日（金）午前10時開議

日程第1 発議案の上程
発議案第3号、発議案第4号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第2 議案第4号から議案第9号
請願第25－1号
委員長報告、質疑、討論、採決

追加日程第1 議案の上程

議案第 10 号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、本日、欠席の届け出が長谷川教育次長よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第3号、発議案第4号の提案理由の説明を求めます。

○山口孝弘君

おはようございます。最初に、発議案第3号について説明させていただきます。

発議案第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年6月21日提出。

八街市議会議長、中田眞司様。

提出者、八街市議会議員、私、山口孝弘。

賛成者、八街市議会議員、石井孝昭議員。同じく、京増藤江議員。同じく、新宅雅子議員。同じく、桜田秀雄議員。同じく、木村利晴議員。同じく、小山栄治議員。同じく、服部雅恵議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育費国庫負担制度の見直しは義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年6月、八街市議会議長、中田眞司。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

次に、発議案第４号について説明をさせていただきます。

発議案第４号、国における平成２６年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第１４条の規定により提出いたします。

平成２５年６月２１日提出。

八街市議会議長、中田眞司様。

提出者、八街市議会議員、私、山口孝弘。

賛成者、八街市議会議員、石井孝昭議員。同じく、京増藤江議員。同じく、新宅雅子議員。同じく、桜田秀雄議員。同じく、木村利晴議員。同じく、小山栄治議員。同じく、服部雅恵議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

国における平成２６年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校をはじめ、学級崩壊、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えています。また東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、学習指導要領の移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務です。千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。

そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠です。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。そこで、以下の項目を中心に、平成２６年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

震災からの復興教育支援事業の拡充を十分に図ること。

少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。

保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること。

保護者の教育費負担を軽減するために、現行高校授業料実質無償化制度を堅持すること。

子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教

育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年6月。

八街市議会議長、中田眞司。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中田眞司君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第3号、発議案第4号は、会議規則第37条3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

これから発議案第3号、発議案第4号に対しての質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

最初に、発議案第3号についての討論を許します。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

討論がなければ、これで発議案第3号の討論を終了します。

次に、発議案第4号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

討論がなければ、これで発議案第4号の討論を終了します。

これから採決を行います。

発議案第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中田眞司君）

起立全員です。発議案第3号は原案のとおり可決されました。

発議案第4号、国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中田眞司君）

起立全員です。発議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第4号から議案第9号及び請願第25－1号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、林修三総務常任委員長。

○林 修三君

それでは、総務常任委員会に付託されました案件4件につきまして、去る6月13日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりでございますが、審査内容について若干要約してご報告申し上げます。

議案第4号は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、本年4月1日付で、八街市イメージキャラクター「ピーちゃんナツちゃん」のデザイン等の使用に関する要綱等キャラクターに係る使用規定を制定したところですが、無償の規定につきまして明文化されていないことから、著作権または商標権を使用する場合の無償使用の規定を新たに追加するものです。

審査の過程において委員から、「「無償貸付」が「無償貸付等」になりましたが、この「等」の対象とする範囲を伺う。」という質疑に対して、「使用にあたっては1件ずつ申請をしていただいて、内容について審査をし、決定することになります。「等」についてはその都度審査ということになります。」という答弁がありました。

次に、「政治活動には使用できないとのことですが、政治活動の定義をどのように考えているのか。」という質疑に対して、「要綱の中で、政治的なものについては使用を制限するとしておりますが、これについても、使用する場合は1件ずつ申請していただくこととなります。ピーちゃんナツちゃんがチラシなどに載ることになると、その方の意見、考えをピーちゃんナツちゃんが認めるというように捉えられかねませんので、その辺の考えを1件ずつ考えていきたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、八街市税条例の一部を改正する必要があることによるものです。主な改正内容は、個人住民税における住宅ローン控除の延長、拡充及び延滞金の利率を見直すものです。

審査の過程において委員から、「延滞金が利率の見直しで半分になるということは、市民にとって救われる内容と思いますが、7.3パーセントになってもさらに延滞金が付くということ自体が、生活が悪化している市民にとっては大変な負担になります。延滞金の軽減に関して要綱等を検討しているのかを伺う。」という質疑に対して、「地方税法にのっとって判断しているところですが、免除事由を明確にしていくことが必要であることから、他市の状況等も確認しながら要綱等について検討しているところでは。」という答弁がありました。

次に、「この間、14.6パーセントで延滞金の計算をしている方に対して一定の支払いがされてきた方に関しては、延滞金の見直しの対応はどのように考えているのか。」という質疑に対して、「現行1カ月を超えた部分については年14.6パーセントの率で加算されることです。これが、平成26年1月1日からの分については、貸出約定平均金利が仮に1.0パーセントとした場合には9.3パーセントになり、かなり軽減される場所ではありますが、これについては、あくまでも平成26年1月1日以降に係る部分になりますので、それ以前については14.6パーセントで計算せざるを得ないと考えています。以前の部分については、見直しをして引き下げるとすることは考えていません。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第8号、平成25年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出2款総務費の内1項についてです。

審査の過程において委員から、「生活保護基準を見直すことによって、多くの分野にわたってマイナスの影響に対する国の支援状況について伺う。」という質疑に対して、「生活扶助基準の改定に伴う他制度への影響に関しては、できる限り影響を及ぼさないようにするために、本年2月5日に閣僚懇談会で、生活扶助基準の見直しに伴い他の制度に生じる影響について対応、方針を申し合わせしているところです。これによると、個人住民税の非課税限度額等については、医療保険等の自己負担限度額の軽減など非課税限度額を参照しているものも含めて、平成25年度への影響はないとされています。平成26年度以降については、個人住民税の非課税限度額は税制改正で対応することになっております。そのほか、生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方としているところである。」という答弁がありました。

次に、「飼料生産拡大整備支援事業補助金では、今回の補助金で2.2ヘクタールが解消されるとのことですが、今後の耕作放棄地の対策としてどのような計画があるのか。」という質疑に対して、「耕作放棄地の解消策として、他にも再生化に向けて取り組む事業、ある

いは、農地の利用集積を推進し、耕作放棄地解消に向けて取り組みをしているところです。」という答弁がありました。

次に、「財産管理費の公共核施設整備工事の内容を伺う。」という質疑に対して、「日曜市の開催に向けての整備ということで、現在ある木ぐいを撤去して、新たにロープを張り、敷地には砂利敷を1千200平米整備します。また、水道も整備します。」という答弁がありました。

次に、「日曜市は商工会議所、商工連合会等が実施するとのことですが、毎週日曜日の予定ですか。」という質疑に対して、「現在、出店組合の皆さんが考えていらっしゃるの、基本的に第2日曜日に開催するということで話が進んでいます。」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「反対の理由は、歳入・国庫補助は、生活保護基準引き下げのためのシステム改修業務が計上されています。生活扶助基準の引き下げは保護世帯の生活を一層悪化させるとともに、国民生活に関わるさまざまな制度と連動するという問題があります。地方税の非課税基準が引き下げられることで、非課税世帯だった人が課税世帯となり、課税額が増える、あるいは、保育料等の各種社会福祉サービスの利用料が引き上げられることになります。例えば、介護保険料、利用料、国民健康保険、あるいは、就学援助などに連動することは明らかであり、ぎりぎり生活している広範な国民生活に深刻な影響を与えます。一般国民の生活水準にまで負の連鎖を生み出す生活扶助基準の切り下げは断じて許せません。この立場から反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第9号は、八街市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてです。

これは、国から、防災・減災事業や一層の地域経済の活性化といった地域の課題に迅速かつ的確に対応するための当面の対応策として、国の給与減額支給措置を踏まえて、国に準じて必要な措置を講ずることの要請、及び地方交付税の削減措置に伴う市民サービスの低下を避けるため、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員並びに特別職の職員及び教育長の給与減額支給措置を実施するものです。

審査の過程において委員から、「国の要請に従わず給与減額をしなかった場合、国からペナルティーはあるのかを伺う。」という質疑に対して、「現時点ではペナルティーはないと聞いています。」という答弁がありました。

次に、「当市は、行財政改革として人員削減はどのぐらい行われてきたのか。」という質疑に対して、「平成17年4月1日と平成25年4月1日を比較すると、53名の減となっています。」という答弁がありました。

次に、「職員の士気に関わってくると思うが、どのように考えられるか。」という質疑に対して、「人事の担当としては、やはりそれが一番気にかかることであり、これからは若手職員の力が発揮されなければならないと考えていますので、管理職員は常に対話しながら、状況等をきちんと見定めて、職員が一体となり、力が発揮できるようにしなければいけないと考えています。」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「政府は、国家公務員給与を２年間削減していることを踏まえ、７月から地方公務員給与の削減を求め、２５年度における本市の地方交付税約１億円の減額が見込まれています。全国知事会や市長会など六団体は、地方固有の財源である地方交付税を悪用し、地方自治への不当な介入と厳しく批判する緊急アピールを出してきました。本来、地方公務員の給与は各自治体の判断で自主的に条例で決定することが地方公務員法で定められた原則です。政府が一方的に地方公務員給与の引き下げを前提に地方交付税を削減することは事実上の強要であり、地方自治への明らかな介入です。地方交付税は、そもそも自治体間の財政の不均衡を是正し、全ての地方自治体が一定水準の行政サービスを維持することができるよう必要な財源を保障するものであり、このような地方交付税を政府が一方的に削減することは地方自治体の安定的な財政運営を阻害し、ひいては地方自治そのものを危うくするものであり、到底容認できません。また、政府自らが定めた人事院及び人事委員会勧告による公務員給与確定ルールを守っていないという重大な問題があります。昨年１０月の千葉県人事委員会勧告は、月例給、ボーナスとも改定の必要性は認められないとしており、今回の削減提案は人事委員会勧告を全く無視するものとなっています。この１０年間、県人事委員会勧告及び市独自の削減によって、市職員の多い方は約６０万円を超える減額となっています。日々職務に励んでいる職員とその家族の生活が今回の給与減額でも脅かされ、職員の士気も奪われかねません。公務員ばかりではなく、民間労働者の収入は減り続けていますが、公務員給与の引き下げは公務員の生活悪化にとどまらず、民間労働者の賃金にも影響を及ぼし、引き下げの悪循環に陥り、地域経済を疲弊させています。安倍内閣がデフレ経済脱却を目指しても、賃金が引き下げではデフレ経済脱却とは逆行し、ますます生活は圧迫されます。今回の地方公務員給与削減の国の要請は、１月２８日に都道府県知事宛ての総務大臣書簡で明らかなように、単に地方公務員の給与が高いから、あるいは、国の財政状況が厳しいから行うのではないとしています。消費税増税にあたり国民の理解を得ていくために、まず公務員が先頭に立ってもらおうというのが本音であり、公務員に犠牲を求めるというのが本質です。全国で給与削減見送り、あるいは、削減幅を圧縮するなど、国からの要請どおりに削減しない自治体があります。本市でも市独自の対応を検討することを求め、反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞご常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（中田眞司君）

次に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

○右山正美君

ちょっと伺いたいと思いますが。まさに地方自治法という国や県のそういった悪政から地方自治体を守るという点からすれば、私は、市長はもっとそういう強い態度で臨んでほしい

というふうにとりあえず申し上げておきますけど、なぜこういうことを言うかといいますと、職員の給与の削減等については、先ほども報告がありましたけど、ペナルティーがないんだと。しかし、地方交付税で担保をとるということもあるわけなんです。これが悪政なんですね。だけど、しっかりした立場で市長はいなきゃならないというふうに思います。千葉県でも、全部がそういった感じで削減をしているわけじゃないわけです。3割ぐらいしかやっていないですよ。そこのところをしっかりと捕まえていく必要があると思いますけど。

委員長にお伺いしますが、そういった点で、千葉県内でのそういった状況のことも議論の中で出てきたのかどうか、その辺について伺いますが、今議会の中でも、職員の削減を否決するような議会運営が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。出ているんですね。だから、そういう面について論議されたのかどうか。その辺についてはどうですか。

○林 修三君

当委員会においては、近隣市町村、あるいは、そういったことについての論議はありませんでした。

○右山正美君

委員会の中で否決されたというところも出てきておりますし、そういう状況を踏まえると、八街だけじゃないですけど、やっぱりこれはもうちょっとしっかり考えて、捉えていく必要があるかなというふうに思います。

もう一つは、常任委員が7人程度いるわけですけど、このことについて発言された人は何人いるんですか。

○林 修三君

1人でございます。

○右山正美君

しっかりそういうところも踏まえて、ペナルティーがない。人員削減はこれまで53名もやってきていると。まして、部長クラスでは31万円も削減していくことになってくると、国が言っている地域の活性化への寄与することと逆効果ですよ、全くそういう意味ではね。ですから、私は本当に、士気の点で執行部側も気になっている部分があると思いますけど、まさしくそのとおりであって、地域経済非活性化につながっていくんですよ、やっぱり。そういう面からすれば、もっともっとこの問題について真剣に考えて、真剣に討議を深めていただきたかったなというふうに思います。委員会の委員長はよろしくと言いましたけど、私は、この議会の中で否決すべき事項じゃないかなというふうに申し上げておきます。

以上です。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

質疑がなければ、これで総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、山口孝弘文教福祉常任委員長。

○山口孝弘君

文教福祉常任委員会に付託されました案件1件につきまして、去る6月14日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第8号、平成25年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、第2表債務負担行為補正についてです。

審査の過程において委員から、「八街市の戸籍データを関西の方につなぐ理由を伺う。」という質疑に対して、「今回の戸籍副本のデータ送信は、国が、東日本大震災を受けて、戸籍の滅失を心配したことによります。現在は、八街市の戸籍の副本は法務局の佐倉支局と柏支局に保管されています。ほかの県も同じで、市町村と管轄する法務局が近接している場所にあり、大規模災害のときには法務局保管と市町村保管が同時に滅失してしまうおそれがあるということで、遠隔地に置くことになりました。全国を2つの地域に分けて、関東地方、東北地方、北海道地方の戸籍データは関西地区のデータ管理システムに保管し、その他の地域全ては北海道のシステムに保管することになります。万が一関東地方に大規模の災害があっても、関西地区に保管されていれば同時滅失は免れるということです。」という答弁がありました。

次に、「生活扶助の基準引き下げについてどのように考えているのか。」という質疑に対して、「今回の保護基準の見直しにあたっては、国の社会保障制度審議会生活保護基準部会における検証の結果を踏まえて、年齢、世帯人員、地域差による影響を調整するとともに、平成20年度以降の物価の動向を勘案し、改定するというものです。加えて、現行の基準からの改定幅が10パーセント以下になるよう調整し、平成25年度の8月から3年間かけて段階的に実施するものです。これからシステムの改修を行うこととなりますので、全体の影響額については把握していませんが、幾つかのモデル試算によると、影響が大きいのは、40歳代の夫婦で子どもが14歳と10歳の場合で試算すると、本年8月の生活扶助費は17万800円で、本年7月までの生活扶助費との差額が月4千950円の減額になります。一方、60歳代の単身者の場合だと、本年8月の生活扶助費は6万1千980円、本年7月までの生活扶助費との差額は340円の増額になります。96パーセントの世帯で引き下げの影響があるとのことでしたが、逆に上がる世帯もあることとなります。試算の9パターンの中で、60歳代の夫婦についてもやはり増額になります。この基準の引き下げによって、住民税の非課税限度額など、介護、保育の利用料の関係に影響が及ぶであろうという話もありますが、国でも極力影響が及ばないようにということで、閣僚懇談会での申し合わせを受けて、それぞれ影響が極力及ばない形での検討がされています。現状では、住民税あるいは非課税限度額を参照している医療保険等の自己負担限度額の軽減などを含めて、平成25年度の影響はないと理解しています。平成26年度以降については、住民税の非課税限度額についてはこ

れから税制改正が行われるということなので、非課税限度額を参照しているものについても税制改正を踏まえて対応するということなので、確定していない状況です。そのほか、生活扶助基準の見直しに伴うほかの制度の影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応するというのが国の基本的なスタンスですので、それに従って市の単独事業も含めての対応が望ましいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「生活保護受給者に対して、支給額が変わることについての説明はどのようにするのか。」という質疑に対して、「8月の実施にあたって、システムができ上がらないと個別の世帯ごとの算定ができませんが、保護世帯に7月の給付前に制度の改正について通知をしたいと考えています。」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「民生費に対する反対討論をいたします。生活保護総務費63万円は生活保護システム改修業務の費用ですが、その内容は生活保護の生活扶助費をこの8月から段階的に削減することに対応するものです。平成25年度以降は740億円削減され、受給世帯の96パーセントに影響すると、市長も認めておられる改悪です。生活保護基準の切り下げは受給者の命を奪うことになり、国民全体の暮らしの基準切り下げにはかなりません。生活保護基準引き下げは最低賃金の引き下げや住民税の課税最低基準引き下げにつながり、就学援助制度の縮小、保育料や国税、介護保険料などの引き上げに連動していきます。全労働者の3人に1人が正社員で働けない状況の中で賃金が下げられ、物価の値上げが続いています。子どもの貧困を解決すべきときに子育て世代の基準削減額を大きくすることは、子育て世代の暮らしを直撃するものであり、認められません。政府がやるべきことは、生活保護基準の引き下げではなく、消費税増税を中止し、正社員で働くのが当たり前の社会にし、最低賃金を引き上げて、食べていける賃金体系を確立することです。また、年金や医療、介護などの社会保障を充実させ、健康で文化的な最低限度の生活を全ての国民に保障するとうたっている憲法第25条を守ることです。しかし、政府が実施する生活保護基準引き下げは、国民の暮らしと命を支える最後のよりどころとなるべき制度の改悪です。以上の理由から、3款民生費中、生活保護総務費に反対します。」

賛成討論が次のようにありました。「東日本大震災の教訓を受けて、大規模災害を想定して戸籍副本データを担保する観点から、現在の戸籍副本データ管理は法務局佐倉支局、柏支局で管理をしておりましたが、これから、国の方では、関東地方の千葉県八街市のデータは関西方面で管理することになりました。これは情報データの同時滅失を避けるためであり、承諾できる場所にあります。また、生活保護費歳出の中で、生活保護システム改修業務の増額は、8月1日から始まる生活扶助システムの変更による100パーセント国の補助事業であります。今回の改正は、国の生活保護法改正による生活保護費支給の公正さや不正受給防止の観点からであります。本市では、この影響による10パーセント程度の影響が想定されますが、今後、適宜なる対応をお願いいたします。生活保護費の急増は本市にとっても重大な問題であり、財政の面から見ても懸案事項であります。今後の適切な対応をお願いして、

賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（中田眞司君）

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

質疑なしと認めます。

これで文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を終了します。

次に、川上雄次経済建設常任委員長。

○川上雄次君

経済建設常任委員会に付託されました案件4件につきまして、去る6月17日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査の内容について要約してご報告申し上げます。

議案第6号は、八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、八街駅北側地区土地区画整理事業区域内の字名変更に伴い、条例の表中の駐車場の位置を示す地番の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「条例第3条の規定が平成25年3月2日から適用の理由を伺う。」という質疑に対して、「換地処分は3月1日付で終了していますので、その次の日から施行するということになります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、八街市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、八街駅北側地区土地区画整理事業区域内の字名変更に伴い、広場を示す地番を改正するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号、平成25年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出4款衛生費、5款農林水産業費、6款商工費についてです。

審査の過程において委員から、「全体的なごみの量を抑制していくことは、今の環境問題に対する全体的な流れです。資源回収団体の協力など市民の協力が大変重要になるのに、団体との話し合いもなく資源回収実施団体奨励金の減額をしたなど、小手先のやり方をどのよ

うに考えているのか。」という質疑に対して、「リサイクル団体の奨励金の減額については数年前から議論されてきました。現在、63のリサイクル団体の方がリサイクル費用を活動費などに活用されているので、本来は奨励金を減額するということではなく、市の方で違う形での支援とセットで議論をしていました。リサイクル団体の方が業者に出していたものを直接クリーンセンターに搬入した方が、費用的には団体の方の手元に多く入るということで数年前から議論されていましたが、平成25年度は片方だけが先行してしまったため、今回このような形で大変ご迷惑をおかけしました。市としてはリサイクルについて後戻りするような考えはありませんので、ごみの減量化についてはこれから今まで以上に力を入れていかなければならないと考えています。」という答弁がありました。

次に、「生ごみの処理、雑紙の資源化について検討しているのか。」という質疑に対して、「現在のごみの分類については、紙布類が45パーセント、生ごみが15パーセントになっております。紙布類の中に雑紙等が含まれていますので、早い段階で取り組めるように、既に雑紙についての分類収集について検討しています。生ごみについては、効果的な減量化にコンポストあるいは処理機しかないということになれば、再度検討しなければならないと考えています。」という答弁がありました。

次に、「今回対象となる飼料生産拡大整備支援補助事業の当該用地の場所と現況を伺う。」という質疑に対して、「今回の事業の場所は2.2ヘクタールあり、うち5区が1ヘクタール、沖が1.2ヘクタールになり、現況は雑草が繁茂した状態です。」という答弁がありました。

次に、「北口の核施設用地で「市」を行う補助とのことですが、工作物建設の計画はないのか。」という質疑に対して、「今回の「市」の開催についての整備は、財産管理費に計上していますが、工作物のようなものは今回は考えていません。「市」の出店団体を募るときに、商工会議所、商店会連合会との協議で、車を直接乗り入れる方法や簡易的なテントを張る方など、ご自身でやりやすい形で行うということに出店者組合で決定されました。」という答弁がありました。

次に、「消費者生活相談をいろいろ実施していますので、どのような問題が当市で一番問題になっているのか。もっと市民に注意を促すなど広報活動が必要ではないか。」という質疑に対して、「多種多様な消費者生活相談がありますので、その都度ホームページ、広報紙などでお知らせをするとともに、今年度については高齢者を対象とした消費者生活相談対策を取り込んで実施したいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「核施設用地の「市」についての貸出手続はどのような形態なのか。また、「市」の見込み客数を伺う。」という質疑に対して、「無償で1年ごとの申請で用地を貸し出す予定です。見込み客数は開催しないとはっきりわからないところですが、保険の関係で、出店者組合の方では現在のところ500人から1千人程度の来場者を想定しているものと思われます。」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。「4款衛生費の資源回収実施団体奨励金は、平成25

年度当初予算の２円を平成２４年度予算の４円に戻す補正予算です。平成２５年度一般会計予算では組み替えを求める動議を提出し、資源回収実施団体奨励金については、平成２３年度当時のキロあたり５円に戻すことを求めている、リサイクルを進める上で、団体の果たす役割、協力は大変重要であるとし、小手先の予算編成を厳しく指摘しました。当市の可燃ごみの５７パーセントは資源化、減量化で半分を削減できます。また、燃やすごみを減らせば、２炉ある焼却炉の稼働も１炉で済み、焼却量が少なければ修理、維持、管理費も削減できます。リサイクルを推進する上で回収団体の協力が必要です。このような観点から反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、請願第２５－１号は、南中学校東の大量廃棄物の持ち込みに反対する請願についてです。

現地調査を実施し、経済環境部長をはじめとする農政課、環境課、農業委員会事務局から概要の説明を受け、審査を行いました。

まず初めに、経過説明が次のようにありました。

この事業の件については、事前に農業委員会等に事業計画等の相談はありませんでした。平成２３年９月上旬に近隣住民の通報により初めてわかったものです。現地調査を行い、当該畑に何をしようとしているのか、まず確認しました。内容については、地主に依頼され、荒れ果てている畑に自社堆肥を施して、耕作できる畑に復元するということでした。その後、木の伐採等が終了したことを確認しており、９月中旬より堆肥の搬入が始まりました。堆肥について確認したところ、事業者より、再生利用事業の大臣登録を受け製造され、かつ、堆肥等の基準値等を県知事への届出している有機肥料という説明を受けております。

平成２４年１月までは苦情等はほとんどありませんでしたが、翌月の２月下旬頃からカラス、におい等についての苦情が多くなり、業者に対して早急に対策をとるように指導しています。その後、近隣住民がにおいをとる薬を散布し、においが減少してきたということでした。６月の市農業委員会総会時においても、翌月７月に印旛地域振興事務所、市関係部署及び関係者による現地確認をし、県担当者では、産業廃棄物ではない、堆肥の堆積の量、衛生面での指導ができるということでありました。８月頃からにおい等における苦情が多くなり、事業所にさらなる悪臭対策を講じるよう指導しています。１０月には、生活環境に影響がある物質が混入されていないのかという市民より通報があり、土壌分析検査をし、その結果は異常なしでした。

その後、畑の砂を移動しているのを確認しましたので、事業者に対して一時転用許可申請をするよう指導し、平成２５年１月９日付で農地法第５条の申請を市農業委員会に提出させ、同月２２日に、市農業委員会総会において不許可相当として県に上げています。県の方では、３月２２日付で不許可となっております。不許可の理由の１つとして、土地所有者が耕作をしていないことが挙げられています。事業者側はそのことを解消するため、１０４２番地に再度施肥をし、所有者による里芋の作付けをするということで、平成２５年３月２７日から

堆肥を搬入し、4月20日に完了したと報告を受けています。今後については作付けの準備を行うと報告を受けており、現在は作付けの準備をしているものと思われます。

委員から、「現地では、1042番地がこれから作付けを始めるということと、1051番地1においては一時転用が不許可となっているということ、請願にあるように耕作すべきところが耕作されていないという事実がある。また、請願項目2の「県、市において適切な対策」という項目についてはどのように適切に対応すべきか。利用者の言う有機堆肥がどのようなものなのか、疑念もある。委員会としては、請願内容及び事業者の今後の動きについてさらに調査が必要なため、本請願は継続審査にしたいと思います。」という意見がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、請願第25－1号は継続審査と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり賛同いただけますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（中田眞司君）

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

○丸山わき子君

1点お伺いいたします。

ただいま、請願第25－1号に関しましての報告がございました。結果は継続審査という状況だったんですけれども、やはり、住民の皆さんにとっては大変深刻な生活環境の状況かというふうに思うわけなんです。今後、委員会といたしましては、いつぐらいをめぐりにこの問題について結論を出すとか、その間、どのような取り組みをしようとしているのか、1点お伺いしたいと思います。

○川上雄次君

今後の経過についてですけども、今回の継続審査については、9月議会までの継続審査という形の期間を想定しております。その間、現場の状況とか、また、質疑の中では、市の担当でも条例化についての調査・研究をしていくということですので、その辺の経過を見ながら、有効な対策が行えるように、委員会としても全力を挙げていきたいと思います。

○丸山わき子君

もう1点お伺いいたしますのは、この間、9月までの間、業者は肥料となる原材料なるものを今後投入していくのかどうか。その辺についてはどのように把握されているのでしょうか。

○川上雄次君

これは請願内容ですので、担当課からは説明をいただいたわけですけども、現在は農業委員会で不許可ということで、現場は動かせない状態になっていると、そのようなご説明をいただきました。

○丸山わき子君

ぜひこの問題につきましては、地域住民の皆さんの生活悪化ということですので、常に委員会としても目を離さないでしっかりとした審議をし、9月には住民の皆さんが本当によかったと言えるような結論を出していただきたい。このことを申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

これで経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第4号から議案第9号及び請願第25－1号の討論通告受付のため15分休憩しますので、休憩時間中に通告するようにお願いします。

しばらく休憩します。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時14分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

これから討論を行います。

議案第4号、9号に対し桜田秀雄議員から。議案第8号に対し右山正美議員から。議案第9号に対し丸山わき子議員から討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

最初に、桜田秀雄議員の議案第4号に対する反対討論を許します。

○桜田秀雄君

それでは、私は、議案第4号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

委員長報告の中で、委員からの「ピーちゃんナッちゃん」の営利的な活用についての質問に対し、申請に基づき1件ずつ考えるとの答弁があったと報告がありました。この件について、議員及び会派が発行する広報誌などに利用する場合、担当課は政治的な条項によって許可できない旨の判断を既に行っております。

市長との話し合いの中で、議員及び会派の広報誌等の取り扱いについて、要望があれば議会として取りまとめてほしいとの発言を受け、議会に対して要望事項の取りまとめをお願いしたところです。議員及び会派が発行する広報誌は市長の承認に基づく政務調査費によって発行されており、使用基準において政治的、政党的活動には使用できないことになっており、明白な議員活動であります。要望の取りまとめを議会に求めましたが、取りまとめには至らず、執行部に判断を一任することになったとお聞きしております。担当課がさきに述べたような、議員及び会派の発行する広報誌については許可できない旨の判断を下しており、使用は不可能であります。仮に、答弁にありましたように、申請に基づき1件ずつ考え、許可、

不許可の判断をするということは、議員及び会派の発行する広報誌を検閲して判断することであり、断じて許せません。

名刺の使用、あるいは、職員組合が作ったとされている図案入りのTシャツ、こうした問題等については曖昧であり、図案の使用の道を閉ざすことに反対であります。

よって、議案第4号については反対をいたします。

○議長（中田眞司君）

次に、右山正美議員の議案第8号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

私は、議案第8号、平成25年度八街市一般会計補正予算に反対をするものであります。

反対理由の1点目、3款民生費、生活保護費委託料システム改修業務に対するものであります。その内容は、生活扶助費をこの8月から段階的に削減することに対応するものであります。平成25年度以降は7.3パーセントの削減となり、受給世帯の96パーセントに影響すると市長も認めている改悪であります。

生活扶助基準の引き下げは保護世帯の生活を一層悪化させるとともに、国民生活に関わるさまざまな制度と連動するという問題であります。地方税の非課税基準が引き下げられ、非課税世帯だった人が課税世帯となり、課税額が増える、あるいは、保育料、介護保険料、利用料、国保税、就学援助費などに連動し、ぎりぎりで生活している広範な国民生活に深刻な影響を与えることは明らかであり、国民の生活水準にまで負の連鎖を生み出す生活扶助基準の切り下げは断じて許せません。日本の生活保護水準以下の所得の世帯のうち、生活保護を利用している率はわずか2、3割程度とされています。

憲法第25条には、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、全ての生活部門について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと記されております。この生存権の理念を具体化したものが生活保護法であります。失業、社会保障の改悪などで貧困が増えている中で、最後のセーフティーネットである生活保護の果たす役割は一層大きくなっています。国民の暮らしを守る制度の充実こそが必要であります。

2点目に、4款衛生費、リサイクル推進費、資源回収実施団体奨励金についてであります。

市は、平成25年度予算編成にあたり、297事業の見直しの中で、生ごみ処理機助成制度の廃止とともに、資源回収団体への奨励金の削減を対象とし、市民意識は定着したと、資源回収団体への補助金をキロ当たり4円から2円に、将来的にはゼロ円にすることを明らかにしました。しかし、今議会で、資源回収団体への奨励金を4円に戻さなければならないという補正予算となったわけであり、市政運営にあたり、ごみ行政を軽視した小手先の事業見直しではなく、財政難の中で約10億円を費やすクリーンセンターの維持、管理を最小限にとどめるような運営に見直しすべきであります。そのためには、燃やすごみ行政からごみの減量化へと切り替えていく一層の努力と取り組みが求められているわけであり、年々ごみは増大しており、市民との協働を大切に、さらにこの取り組みを強化していくた

めに、資源回収団体への奨励金を、せめて平成２３年度のキロ５円への復活を求めるものがあります。

以上です。

○議長（中田眞司君）

次に、丸山わき子議員の議案第９号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第９号、八街市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について反対するものであります。

政府は、国家公務員給与を２年間削減していることを踏まえ、７月から地方公務員給与の削減を求め、２５年度における本市の地方交付税約１億円の減額が見込まれています。全国知事会や市長会など六団体は、この間、地方固有の財源である地方交付税を悪用し、地方自治への不当な介入だと厳しく批判する緊急アピールを出してきました。

本来、地方公務員の給与は、各自治体の判断で自主的に条例で決定することが地方公務員法で定められた原則であります。政府が一方的に地方公務員給与の引き下げを前提に地方交付税を削減することは事実上の強要であり、地方自治への明らかな介入であります。地方交付税はそもそも自治体間の財政の不均衡を是正し、全ての地方自治体が一定水準の行政サービスを維持することができるよう必要な財源を保障するものであり、このような地方交付税を政府が一方的に削減することは、地方自治体の安定的な財政運営を阻害し、ひいては地方自治そのものを危うくするものであり、到底容認できません。

また、政府自らが定めた人事院及び人事委員会勧告による公務員給与確定ルールを守っていないという重大な問題があります。昨年１０月の千葉県人事委員会勧告は、月例給、ボーナスとも改定の必要は認められないとしており、今回の削減提案は人事委員会勧告を全く無視するものとなっております。

この１０年間、県人事委員会勧告及び市独自の削減によって、約６０万円前後の減額となっている職員もいます。その上、今回の給与減額が行われれば、日々職務に励んでいる職員とその家族の生活が著しく脅かされ、職員の士気も奪われかねない、このような状況も考えられます。

公務員ばかりでなく、民間労働者の収入は減り続けていますが、公務員給与の引き下げは、公務員の生活悪化にとどまらず、民間労働者の賃金にも影響を及ぼし、引き下げの悪循環に陥り、地域経済を疲弊させています。安倍内閣がデフレ経済脱却を目指しても、賃金が引き下げでは、デフレ経済脱却とは逆行し、ますます生活は圧迫されます。

今回の地方公務員給与削減の国の要請は、１月２８日の都道府県知事宛ての総務大臣書簡で明らかなように、単に地方公務員の給与が高いから、あるいは、国の財政状況が厳しいから行うのではないとし、消費税増税にあたり国民の理解を得ていくために、まず公務員に先頭に立つてもらい、犠牲を求めるとというのが本音であります。政治戦略の一環として、地方公務員の給与削減を持ち出すべきではありません。

県市長会は今年１月、地方自治体の本旨に基づき、地方公務員の給与は地方が決めることが筋とした決議を国に提出しております。県内５４市町村のうち、現在削減方針を決めたのは、八街市を含めわずか３割の１７市町村にとどまっております。本市でも市独自の対応を検討することを求め、反対するものであります。

以上です。

○議長（中田眞司君）

次に、桜田秀雄議員の議案第９号に対する反対討論を許します。

○桜田秀雄君

私は、議案第９号、八街市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

ご存じのように、地方公務員の給与は民間企業の従業員と異なり、争議権や団体交渉権など労働基本権が制約されていることから、地方公務員法第２４条の３項の規定に基づき、国及び民間企業の従業員の給与その他の事情を考慮して、人事委員会が職員の給与等に関する報告、勧告を行い、その報告や勧告をもとに、それぞれの自治体の長が議会に提案、議会の議決を経て実施されているものであります。よって、私は、上げるも下げるも勧告の完全実施、これを持論としております。

議案第９号は、国が東日本大震災の復興財源を理由に国家公務員給与を平均７．８パーセント削減していることを踏まえ、地方自治体にも同水準で給与削減をとの要請に基づくものであり、その中身は地方交付税の減額を人質とするものであり、国による実質的な地方公務員給与への介入であり、法治国家として断じて許されません。

職員組合のご理解をいただいたということですが、地方交付税の減額による市民サービスへの影響を考えれば、公僕たる職員の選択の余地はなく、国のやり方は誠に卑劣なやり方だと言わざるを得ません。職員にはそれぞれの家族計画があり、突然の賃下げは少なからず生活設計に影響を与えるほか、地域経済にも悪影響を与えるものです。ノーと声を出せない職員の声、苦渋の選択をなされた職員組合に思いを寄せれば、心が痛みます。こうした自公政権のやり方に猛省を求めるため、議案第９号に反対をするものであります。

○議長（中田眞司君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第４号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成25年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第25-1号、南中学校東の大量廃棄物の持ち込みに反対する請願については、

経済建設常任委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。請願第25-1号は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議会運営委員会及び全員協議会開催のため休憩します。再開時刻は事務局よりご連絡いたします。

(休憩 午前11時33分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

ただいま市長から議案1件が提出されました。

この際、日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第1、議案の上程を行います。

議案第10号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、平成25年度八街市一般会計補正予算でございます。

本議会におきまして平成25年度八街市一般会計補正予算を提案し、先ほど原案のとおり可決する旨の議決をいただいたところでございますが、今回の補正予算は、国の地域の元気臨時交付金を活用し、保育園や教育施設等の改修など、早急に実施すべき施策を追加する必要があるため、追加提案させていただくものでございます。

それでは、議案第10号、平成25年度八街市一般会計補正予算についてご説明いたします。

この補正予算は、既定の予算に1億6千483万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を201億1千67万6千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金1億6千483万9千円を増額するものでございます。歳出につきましては、主なものとして、保育園施設整備事業費1千万円、小学校施設整備事業費4千220万円、また、国から交付される「地域の元気臨時交付金」の一部を平成26年度事業に使用するため、本補正予算において使用した残額を財政調整基金に積み立てるための積立金8千483万9千円を増額す

るものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（中田眞司君）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

○右山正美君

それでは、何点かについて質問したいと思います。

地域活性化ということで臨時交付金が出たということでもあります。もちろん、地域活性化の交付金ということですので、これは当然地域活性化につながればいいなというふうに思うんですが、半分は積立金の方へ回っているんですが、この使い方です。半分で地域活性化になるかどうか疑問ですけど、果たして半分だけ使うという、そういった算出の仕方にちょっと疑問を持つのですが、その辺について、財政課はどのように考えているのか。

○財政課長（佐藤幸男君）

今回、補正予算の中で財政調整基金積立金が約8千500万円ということで、交付金の半分ということではありますが、今回補正予算で提出しました歳出以外に、平成25年度当初予算の中に今回の交付金の対象となる事業がございますので、そちらの方に交付金の一部を充てます。そういうことによりまして積立金が少なくなっていくという形になるのかなと思います。

○右山正美君

その交付金は、道路の建設とか補修とか、そういったことでも使っているということでしたけど、じゃあ、その先出し部分を積み立てるということで認識していいのかな。どうなんですか、その辺は。

○財政課長（佐藤幸男君）

今年度交付金に充てました残額につきましては、基金条例を制定しまして、そこに積み立てていくという考えでございます。

○右山正美君

今後の使い方もそうですけど、もう一つお聞きしたいのは、事業は、学校関係とか教育関係、スポーツ関係、るるあるんですが、150万円とか360万円とか、多いもので1千200万円、950万円、870万円、750万円というふうにあるんですが、もちろん、私は、地域活性化事業としての交付金の拠出ですので、やはり、地元業者が受注して、それを執行していくということになると思うんですけど、これはやっぱり、地元業者がそれをやら

ないと地域活性化につながっていかないと思うんですが、その辺の見通しとしてはどのように考えているのか。

○財政課長（佐藤幸男君）

今回の補正予算の詳細の部分は、今言われたように、金額が少額なものもございます。これにつきましては、国の方から特段示された契約方法というのはございません。ですので、地方自治法、あるいは、財務規則にのっとりながら契約方法を考えていきたいと思います。

○右山正美君

やっぱり、地域活性化のためにということが前段でうたわれているわけですから、地域活性化でしたら、よそにとられて地元の業者が指をくわえて眺めているというのはどうかなというふうに思いますよ。ですから、その辺は、積極的に地元業者が施行できるように、これはやっぱり対策として、国が示していないんですから、じゃあ、市が示せばいいじゃないですか。その辺はどうですか。

○財政課長（佐藤幸男君）

事業の発注時に際しまして、契約の中身につきましては、地元業者が受注できるようなことを考えましてやっていきたいと思います。

○右山正美君

やっぱり、これだけの事業をやるのに、住宅リフォームもそうですけど、5、6人の人たちが9月議会の補正予算を待っているんですよ、住宅リフォーム300万円を使い切ってね。本来ならば6月議会でやるべきことだったんですけど。その辺は、今、地域が、住宅リフォームを地元業者がやっていくということで大変喜ばれており、経済活性化にどんどんつながっていく。こういった補正予算が地域活性化ということであれば、やっぱり地域に集中して仕事興しもやっていく、こういうことになれば、私は二重、三重の利点が生まれてくると思うので、ぜひ地元が発注できるような、そういった制度をこの中でやってほしいなと、こう申し述べておきたいと思います。

同時に、補正予算は確かに進めるべき内容だと思います。私がもう一つ言いたいのは、子どもたちの遊び場、これが非常に少ないということです。地元の私も、川上の児童公園というのを見ますと、ブランコも含めて3つが全部だめなんですよ。子どもの遊ぶ道具が基準超えとか、あるいは、ブランコも、ボランティアで調べてみましたら、円筒に穴が開いて、そして、いずれ落ちてしまうという状況にあったものですから、急遽撤去したんですけど。これは担当課の方にも来ていただいて認識しています。ですから、そういった子どもたちの遊ぶ場、子どもの遊具の問題もそうですけど、やっぱりそういったもの、30万円～50万円ぐらいでできるようなものがいっぱいあるわけですから、都市公園を含めて、子どもを安心して遊ばせられる、けがのないような、プラスチックでできた、そういったものもあるわけですから、そういうものを積極的に取り入れて、地域の子どもたちが本当に遊べる、そういった環境を私は作っていただきたいと思うんですけど、その辺の対策としては、部長に聞いてもかわいそうなのかな。そういう予算の使い方をぜひしてほしいと思うんですよ。

市長にちょっとお伺いしますけど、現状は、子どもたちの遊び場とか、そういったものが大変少なくて、今申したとおり、3つあった遊具が全部だめになって撤去もできない、お金がないから。撤去もできない、新しいものもできないという、こういったことでは大変だめだと思うんですね。ですから、こういった基金を使って対応をすべきじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺はどうですか。

○市長（北村新司君）

今般の地域の元気臨時交付金の活用ということで先ほど提案いたしましたけれども、まずは、子どもたちの保育園、あるいは、教育施設の改善ということで、担当課の方より、こういう点を早急に直したいという協議の中で決定したものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○右山正美君

私は、提案された中は、全て改善すべき問題だと思うんですよ。問題だと思うんですけど、例えば、スポーツプラザのテニスコートは1千400万円かけて直すのでしょうか、残りの2面を。この間、救急救命の資格を取りに行ったときに、スポーツプラザだったんですけど、そのときにテニスコートをぐるっと回って見てきたら、どこを直すのか。まだ直さなくても、早急に対応しなくてもいいんじゃないかというぐらいの感じだったんですけど。そういうものは早急に直してですね。市長、じゃあ、児童公園には遊び場が全然ないというのは、撤去もしないで放置したままで、それでいいんですかね。そういうものから先に手を付けて。テニスコートは直さなきゃいけないと思うんですけど、はがれたとかめくれたとかしている現状じゃないと思うんですよ。先週の日曜日に見に行ったときにそう感じましたけど。そういうことは、どこに早く予算を付けていくかということになるなら、子どもたちの遊び場が何もないようなところに、まして撤去もしていない状況では、私はまずいと思うんですけど、再度、その辺についてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

今回の補正予算につきましては、国からの内示が5月29日付という中で、それを受けて、財政課、あるいは、各課と協議してまいりました。最終判断といたしまして、今般、いろいろな制約の中で提案したものでございます。その中で、今、右山議員の言われましたことも含めまして、いろんな意味での制約の中で提案した補正予算でございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○右山正美君

じゃあ、再度お伺いいたしますけど、公園の中に使えない遊具とか、そういったものが放置されて、そういうものをいつまでに撤去するのか。あるいは、新しいものをいつまでに付けるのか。積立金も8千万円積み立てるんですよ。使えない遊具をそのまま放置しておいて、危ないんじゃないですか。テープだけ貼ってあってね。私はそういうものを早く撤去すべきだと思うんですけど、どうですか、市長。

○市長（北村新司君）

今の件につきましては、教育委員会と協議した中で判断してまいりたいと思います。

○右山正美君

できるだけ、そういったことも含めて、早く撤去していただきたいです。子どもたちは、隣は幼稚園ですので、行ったときは使いますから、その辺は早急な対応と、やっぱり、せめて子どもたちが遊べるぐらいの遊具というものは最低限設置すべきですよ、本当に。その辺を含めて、積立金もありますから、ぜひその辺の対応を早急に対応していただきたい。市長、何かあれば、市長の答弁を聞いてから終わりにします。

○市長（北村新司君）

先ほど教育委員会と申しましたけども、教育委員会も含めて、建設部、いろいろな担当課と協議して決定してまいりたいと思います。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

○京増藤江君

今回の補正予算は緊急に実施すべき施策ということでいろいろ出されておりますが、項目を見ますと、本当に緊急にしなければならないことだと思います。特に、学校の施設改修については、これは、施設費用が、予算でも毎年毎年、約半分に今では削られてきたということの結果が出ているなどと思います。

それで、交進小学校、川上小学校の屋根の防水改修工事についてなんですが、これもすごく深刻な問題なんですが、川上小も交進小も今回、耐震改修をすることになっているんですが、そのときに一緒にこれをするという計画にできなかった理由は何でしょうか。

○庶務課長（勝又寿雄君）

耐震改修工事につきましては、建物倒壊の危険があるということで、優先的に平成25年度中に終わらせるということで現在進めております。屋根の防水工事につきましてもやりたかったんですけども、当初予算で組めなかったということで、今回、この臨時交付金をいただけたので、直ちに実施するということです。工事の予定としましては、耐震改修をする前に、夏休み、あるいは、その直後ぐらいを利用しまして早目を実施して、防水工事を終わらせた後に耐震補強という形をとってまいりたいというふうに考えております。

○京増藤江君

ちょっと最後の方が聞こえなかったんですけど、本来ならば、防水工事は耐震改修よりも先にやるという計画があったんですか。最後のところが聞こえなかったものですから、確認します。

○庶務課長（勝又寿雄君）

まず、児童・生徒の安全を一番先に考えた場合には、耐震補強が一番大事ということで、そちらの工事が最優先というふうに考えております。今回、こういう予算も付きましたので、現実、交進小と川上小も若干の雨漏りをしておりますので、あわせて一緒に実施しようということでご理解いただきたいと思います。

○京増藤江君

ですから、本当に雨漏りをするところまで来ているのに、改修計画ができないほど予算を今まで削ってきたことが私は問題だと思うんですよ。

それから、高置水槽交換工事なんですけど、これも、震災の後に東小学校の高置水槽が壊れて、その後に各学校の耐震改修をするということになりましたけれど、これについても、私は、東小学校の高置水槽が壊れたとき、ほかの学校はどうですかと言ったときにも、ほかのところは計画にないようなことを答弁されたと思うんですが、これは、ほかには、この高置水槽については、早急にというのはどのぐらい早急にしなきゃいけないかという問題があるんですけど、さきの右山議員でもありましたが、やはり、全体的にこういう高置水槽の交換工事について考える必要があると思うんですが、このことについてはどうなっているんでしょうか。

○庶務課長（勝又寿雄君）

昭和50年代、60年代ぐらいに作りましたFRP製の水槽につきましては、ほとんどが耐用年数を過ぎてている状態で、実住小のほかにも何校かあります。今回、実住小学校が一番弱っているということで、目地も大分補強しながら使っておりましたので、まず、実住小学校を第1優先ということで。そのほかにも、FRP製の水槽でかなり老朽化している部分もありますので、今後の計画として順次全面改修していきたいというふうに考えてはおります。

○京増藤江君

今の答弁でも、本来ならば、全体的に見て改修の計画を立てなきゃいけない。積み立てどころではないというのが実態だと思います。

それから、保育園関係でも、ほかの面でも本当に老朽化している、耐用年数が経過しているということがあるんですけど、実住保育園の空調施設、これについても耐用年数を経過している。ほかの保育園では、さまざまな設備の耐用年数についてはどうなっているんでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

保育園関係の施設のことでございますが、今回、実住保育園については、空調関係の老朽化ということで3台お願いしたわけですけど、全体にわたって耐用年数を過ぎている部分もございまして、基本的に、不具合が生じている箇所については、優先度が高い順から予算化ということで私ども財政課の方をお願いしております。今回、優先度が高い6件について、本交付金を使うということで、そのほかにも、今回の適債事業というのが若干あるんですけども、私ども担当部署としても優先度合いを考えて、上位の6件を今回お願いしたということで、本当に壊れた場合については早急に予算の方をお願いして修理していきたいと、そのように考えているところでございます。

○京増藤江君

耐用年数が過ぎてているもの、ちゃんと動けばいいのかもしれませんが、本当に安全面を考えてしていただきたいと思います。それから、二州第一保育園の井戸のポンプについても、

だましまし使ってきたような感じだろうと思うんですけど、全体に早目早目にこういう改修については予算を使っていただきたい。本当に、積み立てについては、この積み立ての金額をしてもいいのかというところが大変問題だと思います。

それで、学校給食センターについてなんですけれど、今は生ごみを堆肥化しておりますが、堆肥化のための機械が、2台のうち1台が故障しているというふうに聞いておりますけれど、生ごみの堆肥化ということは、ごみを減らす上でも大変大事なことだと思うんですが、堆肥化の機械についても、今のものが使えるうちに、ぜひ改修について考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○学校給食センター所長（加瀬芳之君）

堆肥化の機械につきましては槽が2つございまして、1槽の方が今使えない状況にございます。1槽の方は今のところ稼働ができて、今のところは1槽で対応しておりますが、もし壊れた場合については、もう1槽が使える状態にあった方がいいかと考えています。

○京増藤江君

生ごみを減らすことはごみを減らすことにもつながりますので、ぜひその点については、壊れて使えなくなったらということではなくて、使えるうちに改修をお願いして、終わります。

○石井孝昭君

それでは、質問させていただきます。

今回の交付金に関しては非常にありがたいことだなというふうに思っております。今回の一応もととなる算定の財政力指数ですね。これが基準になって、基準財政需要額からはじかれたものというふうに理解しておりますけども、ここ直近の基準財政力指数は幾つになっていきますでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

今回の交付金のもととなる財政力指数は、平成22年度から平成24年度の3カ年の平均ということで0.631。過去にさかのぼって、単年度の財政力指数を3カ年ほど申し上げますと、平成22年度が0.642、平成23年度が0.631、平成24年度が0.621という形で、平成24年度の平均は0.631ということになっております。

○石井孝昭君

収入額ですね、これをやはり増やしていかないと、財政力指数も上がっていかないと考えますので、1に近付けるように努力いただければというふうに思います。

それで、今回の工事の箇所付をされていると思いますけども、学校、幼稚園など、どのような要因で箇所付をされたかというのをお聞きしたいと思います。

○財政課長（佐藤幸男君）

今回の箇所付ということで、私どもはいろいろな公共事業がございます。その中で制約がございまして、建設地方債、起債が充てられる事業という中で、今までに先送りしてきた事業、そういうものを事業実施していきたいと。それから、子どもたちが通う保育園や学校施

設の事業を予算化したいという気持ちが今一番ありまして、今回、保育園、あるいは、学校関係の施設の事業に充当したいということでやってきました。

○石井孝昭君

平成24年度の補正で、耐震工事は、これはもう3月議会で可決していますけど、川上小とか交進小、東小、八街中ですか、ここの工事が今後発注されると思いますが、今回の補正の可決後の発注時期と、また、工期の予定はどのようになるか。というのは、夏休みにも入りますし、当時の答弁ですと、冬休みとか、ちょっと先のような耐震工事の予定でしたが、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○庶務課長（勝又寿雄君）

耐震補強工事、小・中学校4校につきましては、4月に設計業務を発注しまして、現在、設計を進めております。完了が8月終わりから9月頃になってしまいますので、工事につきましては第3・四半期、第4・四半期で、完了は年度末になる予定でおります。冬休みが若干ありますけども、その辺と土日をうまく利用して、なるべく学校の授業に支障がないような形で工事を進めていきたいというふうに考えております。

それで、今回補正します工事につきましては、川上小学校と交進小学校につきましては先ほどお話ししましたが、耐震補強の前に屋根の防水工事を終わらせるということで、そのほかの工事につきましても、なるべく早い時期に発注して、実施したいというふうに考えております。

○石井孝昭君

具体的には、夏休みに関わること。例えば、給食センターとかは夏休みに工事ができるんじゃないかなというふうに思いますし、その部分、勉強に支障がない時期に早期に発注、準備された方がいいかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○庶務課長（勝又寿雄君）

受水槽と受変電設備工事につきましては屋外の工事になりますので、学校の授業にはそれほど影響しないというふうに考えております。なるべく早い時期にこれは発注します。

それと、スポーツ振興課の中央グラウンドの投光器につきましても、平成24年度に一部実施しておりますけども、同様に、劣化の進んでいるところをなるべく早い時期にというふうに考えております。

スポーツプラザのテニスコートにつきましても、利用者から大分強い要望がありましたので、なるべく早い時期にこれも実施してまいりたいと思います。

学校給食センターにつきましては、1学期中の完了というのが非常に難しいので、夏休み中は給食がお休みですので、その間に実施して、9月の暑い時期は使えるようにと考えております。

○石井孝昭君

当時、川上小は屋根から漏れるということで、今回の耐震工事にあわせて、時が来たらその補正で組んでいただくというような市長さんからの答弁いただいた記憶がありますけども、

今回の措置は非常にありがたくて、名目で来ている補助事業なので、非常にありがたいなというふうに思っております。

今回のそれぞれの事業に発注される執行残、これはどのように対応しますでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

執行残というお話ですけども、執行残につきましては、今後の留保財源という形にさせていただきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

今回の交付金の8千183万9千円を財調に積み立てるということでありますけども、執行残は別としても、平成25年度末の財政調整基金の見通しはどのぐらいになるか、おわかりになりますか。

○財政課長（佐藤幸男君）

財政調整基金の平成25年度末の残高としまして、現在は平成24年度末で約11億2千万円、それから、平成25年度の当初予算におきまして、8億1千万円を繰り入れてございます。それを差し引きますと、約3億1千万円という残高の見込みを立てているところでございます。

○石井孝昭君

今回の財調と合わせると約4億円近くになるということですので理解してよろしいでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

今回の交付金の残額は財政調整基金の積立金ということで積んであるわけなんですけど、補正では、この交付金の残額は財政調整基金にありますけど、新たに基金条例を制定しまして、そちらに振り替えるというような形をとりたいと思っております。

○石井孝昭君

結局、建設事業に限るということなので、平成26年度のこの金額は来年度で使い切るという理解でよろしいでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

今回の交付金につきましては、平成26年度までの2カ年で完了しなければいけないということですので、平成26年度までに執行するというように考えております。

○議長（中田眞司君）

ほかに。

○川上雄次君

それでは、国の地域の元気臨時交付金でございますけども、自公政権になってから15カ月ということで、非常に国の方からの手厚い交付金措置がとられてきていると。そういった意味では非常に歓迎すべき交付金だと思います。そういった意味で、これをフル活用すべきだろうと、このように考えております。地域の元気臨時交付金につきましては、3月議会にこのお話があつて、その当時は、まだ金額や内容は明確でなかったと、このように記憶しておるんですけども、先ほどの市長のご答弁の中で、5月25日付でというお話がありました。

この間に、市の単独事業という1つの方向性があります。そういった中で、今回は非常に多く教育関係に充実させていただいて非常にありがたいと思っていますけども、担当各課はそれぞれ、道路であったりとか、例えば、榎戸駅の東口だったりとか、いろんな市の単独事業もありました。そういったことで、それぞれの担当各課へのヒアリングというのはどのように行われていたのか。教育関係だけではなかったと思うんですけども、その辺の経緯をお伺いします。

○財政課長（佐藤幸男君）

各課から上げられた要求のヒアリングということなのですが、今回、この交付金の活用の際しまして、全て申し上げますと、児童家庭課、道路河川課、都市整備課、教育委員会の庶務課、学校教育課、スポーツ振興課、スポーツプラザ、学校給食センター、中央公民館から事業の要望がございました。この中で、先ほど答弁いたしましたけども、今までなかなか事業化できなかった事業ということで、保育園や小学校施設の事業に充てたいということで、今回は上程させていただいております。

なお、この中で、道路河川課につきましては、今年の3月に補助金を活用しまして、3億円程度の事業が実施されるわけですけども、現在、事業を実施している中で、進捗状況を見ながら、道路予算につきましては協議してまいりたいというふうに考えております。

○川上雄次君

わかりました。

臨時交付金ということは、地域の元気臨時交付金ということで2年間ということですけども、本当は1年間の消費で、消費できなければ2年間はいいだろうというような内容だったと思うんですね。そういった意味では、早く使って、早く地域の元気、また、経済活性化に結び付けるのが本来の筋かなと思いますので、来年度、平成26年度については、今、幾つかの課の名前も挙がりましたが、来年度についての見通し、方向性というのを、今の段階でわかる部分があれば教えてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

来年度の見通しということで、今回の交付金に限ってお話しさせていただければ、残額1億6千万円のうちの、平成25年度に充当した事業の残額を使うということですが、なるべく私どもは今年度に使いたいと、地域活性化という意味もございますから。来年度はその残額を使って、なるべく財政の健全化というか、他の事業もやっていきたいというふうに考えております。

○川上雄次君

わかりました。

市長にちょっとお願いなんですけども、今回、一般会計を組んだ後で交付金が来たという形で、非常に手厚い財政の仕事ができたと思うんですが、来年度も、来年度一般会計を組み上げた後にこの臨時交付金がさらに拡充すると。八街にとってより充実した施策になるようにぜひともお願いしたいと思いますので、その辺のお考えをお伺いしたいです。

○市長（北村新司君）

今般は国の緊急的な補正予算ということで、臨時交付金が国から充当されたところでございますけども、今後も、市といたしまして、できる限り国や県にいろんな意味での要望を重ねてまいりたいと思います。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

○林 修三君

私から1点ちょっとお伺いいたします。

今回、国の地域の元気臨時交付金を活用して、特に早急にやらなきゃいけないことの中で、子どもたちに光を当てていただいたということをお大変私はうれしく思いますし、これをぜひ進めていただきたいなと思うところでございます。

ただ、先ほどの石井議員の箇所付と関連するんですけども、特に保育園のことでお伺いたいんですが、八街の市立保育園は6カ所ございますが、そのうちの今回該当したのは5園で、二州第二保育園、これが漏れているように思うんですが、ここは大丈夫だということで解釈してよろしいでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

先ほど、京増議員のときに答弁しましたけども、保育園の設備関係とか、これから改修しなきゃいけない案件については私ども担当部署で把握しておりまして、その中から、今回、優先順位ということで、1番目から6番目の各園を挙げたのですが、そのほかに、今現在考えておるのは、ほかに八街保育園関係が3件工事をやりたいという、これも改修ということなんですけども、それを今把握している中では、八街保育園関係が3件あるんですが、これについては、今回は全体の枠等がございますので、次年度以降、また私どもは財政課の方に要望していこうかという考えでございまして、現在、第二については特段支障がないということで私どもは考えております。

○林 修三君

市民感情的に考えると、子どもたちの機会均等というか、学校でもそうですけど、教育の機会均等とか、そういったことを考えたときに、今回、6園のうち5園だけが付いたんですよ。第二保育園は新しいということもあるでしょうけれども。しかし、地域の活性化のこういう国の交付金を使うときには、全くないとは私は思えないですよ。二州第二が全くないとは思えないんですね。ですから、機会均等を考えていただくときには、1つだけ漏れたというのは、何となくちょっと私的には理解できない部分があるんですね。ですから、今後、その辺を含めて、機会均等を与えていくような計画を進めていっていただきたいということ。交付金に限らず、来年度予算の中でもそういった扱いをしていただければいいのかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中田眞司君）

ほかに。

○山口孝弘君

すみません。私はスポーツ施設関係、まず、中央グラウンドの整備工事について質問させていただきます。

ここの中央グラウンドの投光器の取り替え工事ということですが、平成24年度に一部取り替えをしたということでもあります。劣化が進んでいたということですが、私の認識でありますと、たしか、照明の塗装をした際に投光器の検査も実施したら、すぐさまやらなきゃいけないということが判明して実施されたということで、その続きという考えでよろしいでしょうか。

○庶務課長（勝又寿雄君）

平成24年度に実施しました中央グラウンドの投光器の取り替えにつきましては、お手元にお渡しした資料のとおり、安定器の交換と電球交換、分電盤の交換を実施しまして、同じく600万円ほど使っております。今年度につきましても、全部で投光器が6カ所あるんですけども、どの箇所をやるということではなく、6本全部を総体的に見まして、悪いところだけを昨年度実施して、まだ多少危険箇所もありますので、その次に直さなければならないところを6カ所全部見た中で抽出して、交換する必要があるものを実施するという事で考えております。

○山口孝弘君

前回は改修工事ということで、大変危ない箇所が何カ所か見つかったということで、その続きで、今回も、危ない箇所を改修していただくとともに、いい状態にさせていただくというのは大変ありがたいことです。ありがとうございます。

あと、テニスコートでございますが、スポーツプラザ整備工事のテニスコートの人工芝の改修工事でございますが、ちょっと確認したいんですが、配られました資料の中で、季節の人工芝を撤去し、砂入り人工芝を敷くということなんですが、季節の人工芝と砂入り人工芝というのはどういう違いがあるのでしょうか。

○庶務課長（勝又寿雄君）

すみません。お手元の資料は、「季節」ではなくて「既設」ですね。文字の間違いです。申し訳ないです。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

○山口孝弘君

大変失礼いたしました。既設の人工芝を撤去するという事でわかりました。砂入り人工芝ということですね。

奥側のコートについて、5面については平成26年度以降に計画ということなんですが、2面で1千400万円ということなんですが、来年度に5面が全て改修されるというのはなかなか難しいのかなという感じはしますが、どのような考えなのか、お伺いいたします。

○庶務課長（勝又寿雄君）

1面あたり700万円かかりますので、残り4面をやると2千7、800万円ぐらいかかるというふうに考えております。非常に金額的にもかなり必要としますので、今後の財政状況を踏まえながら、各施設の優先順位を考えて協議してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

いつもスポーツプラザへ行きますと、テニスコートを利用されている方が多いのは認識しております。要望箇所が多かったということも認識しております。大変喜ばしいことではあります。そのほかにもいっぱい、スポーツ関係の整備に関しては、いろいろやらなきゃいけないところが正直ございます。例えば、中央グラウンドのネットの張り替えであったり、中央グラウンドのダッグアウトは水がたまって、試合前に水をかき出して試合しなきゃいけないとか、そういう状況もございます。また、東部グラウンドとか榎戸のサッカー場のトイレの改修をしてほしいとか、そういった多々、子どもたちや八街市民の皆さんが活用する施設を改修してほしいという要望がございますので、今後もそういうことを踏まえて整備していただければと思います。

以上です。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

○桜田秀雄君

まず最初に、平成25年度の当初予算、この中で、財源がないということで、予算要求はたくさんあったと思うんですが、積み残された事業の中で、今回の目的に沿った事業というのはどのぐらいあったかはわかりますか。当初予算で各課から予算要求があったと思うんですね。予算がなくて予算化できなかったと、こういう事業の中に、今回の目的、普通建設の案件が何件ぐらいあったのか、わかれば。

○財政課長（佐藤幸男君）

ちょっと今は手元に資料がありませんので、わかりません。申し訳ありません。

○桜田秀雄君

本来、こういう予算がおりてきた場合には、当初予算でできなかったことを優先的に僕はやるべきじゃないかなと、このように思うんですね。補正予算の中に、今回、15事業がありますけれども、当初予算の中でもこういう要望はあったんですか。

○財政課長（佐藤幸男君）

今回の補正予算で計上しています予算につきましては、全てが当初予算で要求があったというわけではございませんが、今まで私どもがなかなか目のいかなかった事業に関して、今回登載させていただいたというような考えでございます。

○桜田秀雄君

多分3年前だったと思うんですが、同じような交付金がありました。これでいわゆる公園遊具を100カ所近くやったのかな、そんな記憶があるんですけども、その辺について、今、わかるデータはございますか。何件やられたか、あのときの資金で。

○建設部長（糸久博之君）

確かに、2、3年ほど前に公園遊具を実施しましたが、件数につきましては、今はちょっと承知しておりません。

○桜田秀雄君

先ほど、右山議員の方からも関連する質問がありましたけれども、例えば、先日も、笹引にあります小間子牧野馬捕込跡公園ですか、この中の中央にある、いわゆるウサギの像の下にばねがついていて、子どもが乗って遊ぶ遊具なんですけど、このばねが折れてしまったということで担当課にお願いして、撤去をしてもらいました。そういう要望があちこちからいっぱいあるんですね。この前の臨時交付金でも、公園遊具関係で7割ぐらいは予定していたものができたという話だったんですが、積み残しもあると思うんですけれども、当然、そういうものをやはり優先的にやっていただきたいと思うんですが、残りはまだ来年度の事業も予定されていると聞いていますけども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

公園の遊具につきましては、2、3年ほど前に国からの安全基準がございまして、全部が全部あったところに新しいものに建て替えるというわけにはいきませんので、そういったことも考慮し、また、こういう国の補助金を活用して、できるだけ実施してまいりたいと考えております。

○桜田秀雄君

次に、先ほど山口議員から話がありましたけども、私も、スポーツセンターの芝生の図面を見てえっと思ったんですが、今現在、何面あるんですか。

○庶務課長（勝又寿雄君）

スポーツプラザのテニスコートにつきましては手前に3面、奥に5面ありまして、全部で8面です。1面だけが整備が終わっていきまして、手前の3面のうち、1面が終わっていますので、残りの2面を今回整備するという事で、奥にある5面は来年度以降ということで協議してまいりたいと思います。

○桜田秀雄君

2面で1千400万円。この土地を買ってもあまりあるお金じゃないかなと私は思うんですけども、民間でテニスコートを経営されているところも何カ所かあるんですが、人工芝をやっているところはあまりないと思うんですが、どうしても人工芝生にしないとまずい理由があるんですか。

○庶務課長（勝又寿雄君）

スポーツプラザにつきましては平成4年度に設置されまして、20年経過しました。やっぱり各所で劣化が進んでいきまして、最初に人工芝ということで、碎石の上にアスファルト舗装をしまして、その上に1センチ9ミリの人工芝を張ってあります。ですので、また同じような状況で改修したいということで、今回、この金額の計上になりました。

○議長（中田眞司君）

ほかに。

○林 政男君

すみません。1点だけ要望というかお願いというか。

中央公民館の今回の予算は、陶芸の釜を更新していただけるということで大変素晴らしいと思うんですけども、当初予算で、市長の決断によって、トイレを和式から洋式へ1つずつやっていこうという話でございました。近年の高齢化と、あと、国際的ないろんな事情で、今のトイレではちょっと、お客様を迎え入れるのにどうかなというところがございます。そういう関係で、平成26年度までの予算の中で、少しでもそういうものを、もうちょっとスピードを上げるために、この予算を活用していただけるとありがたいと思うんですけども、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

大変ありがたい議会からのご提案でございます。真摯に受け止めまして協議してまいりたいと思います。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

○新宅雅子君

1点だけお聞きいたします。

学校給食センターなんですけども、空調設備工事、第1調理場の1階事務室、2階食堂、そして、会議室と休憩室です。これは別に反対するわけではありませんが、学校関係、小学校、中学校の校長室と保健室にエアコンが入っているのは承知しております。事務室とか先生方の休憩室のようなところにエアコンが入っているのかどうか、お聞きいたします。

○庶務課長（勝又寿雄君）

小・中学校につきましては、事務室、保健室のほかに、職員室、校長室、先生方の管理諸室につきましては空調が入っております。そのほかに、コンピューター教室についても空調が入っております。あと、最近ですと、交進小学校と笹引小学校と八街東小学校の増築した部分の校舎につきましては空調を設置しました。これから設置する朝陽小学校につきましては、空調を普通教室にも設置する計画でおります。それ以前の普通教室についてはありませんので、今後は改修等の折に設置するなり、あるいは、空調関係だけの国庫補助事業もありますので、活用できれば、そういったものを利用しながら実施する計画を考えております。

○新宅雅子君

わかりました。

前に私は、空調ということではないですが、空調のことでちょっとお聞きしたときに、最終的には扇風機を全部の教室に入れていただいて、大変お子さんたちも喜んでいるんですが、暑いから夏休みがあるんだというようなことを、誰だか忘れましたが、そういうお答えいただいたこともあったんです。ですから、夏休みは暑いので、どこでもしょうがないのかなと思ったんですが、給食センターに空調が入ることですので、これから学校関係の方

にも空調を順次入れていただければ本当にありがたいなと。子どももだんだん少なくなっておりますし、いろんな意味でよろしくをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はございませんか。

○丸山わき子君

1点お伺いいたします。

先ほど、財政課長の方から、8課にわたってヒアリングを受けて、最終的には民生費1千万円、それから、教育費7千万円という予算付けをしたんだという説明があったわけですが、各課から要望として総額どのぐらいの要望が上がったのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

要望額ということで、8課からの合計で申し上げますと、3億4千722万7千円です。

○丸山わき子君

3億4千万円も出ていて、今回の臨時交付金の半分以上を積み立ててしまうと。これは納得がいかないですね。やはり、3億円のうちの約半分の1億6千万円というのは、各課が本当に支え切れないような状況下になっていて、今回、この交付金があるからということで、一気に皆さんが出されたと思うんですけど、これは各課が今まで我慢してきたわけですから、この際、積み立てをしないで、この交付金を大いに活用して、使ってもいいんじゃないかなというふうに思うわけなんです。市長、そこを出し惜しみした理由は何でしょうか。

○市長（北村新司君）

今般、5月29日付で国から内示があったということは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、昨年の総選挙で安倍総理が誕生いたしまして、自民党、公明党連立政権ができて、補正予算等々も大変スピーディーな国の措置がされております。そうした中で、今般、国からの交付金が出たところでございます。そして、この内容につきましても、建設地方債発行対象事業ということで、それに限って使用できるということでございます。そうした中で、担当課がいろいろ各課と協議した中で、今般、議会に提案したところでございます。いろんな要求があったことは先ほど財政課長より報告がございましたけれども、種々十分協議した中で最終判断していった中で提案したものでございます。内容等々につきましてはぜひご理解いただいた中で可決していただきまして、この提案いたしましたことにつきまして、スピーディーにしたいというふうに思っております。

○丸山わき子君

今、市長から、スピーディーにというような発言がございましたけれども、今回、3億4千万円の8課からの要望が出て、8千万円の実施だと。あと半分の要望が残っているわけですが、これは来年度の予算編成の中で応えられるのかどうか。その辺についてはどうでしょうか、市長さん。

○市長（北村新司君）

それらも踏まえまして、十分担当課と協議してまいりたいと思います。

○丸山わき子君

十分担当課は、我慢してくれじゃ困るんですよ。そうじゃなくて、やっぱり、国がこれだけ、1億6千万円という地域を元気にさせるための交付金が出ているわけですから、これは今回思い切って、私は各課に配付してもいいんじゃないかなと、要望に応じてね。来年にとっておいたからといって、じゃあ、各課に要望どおりに予算が付くのかといたら、その保証がないから、今のような答弁になったわけでしょう。そうじゃないと思うんです。やはり、こういう臨時交付金が出たときは、思い切ってこれは活用すべきであるというふうに思うわけなんですね。来年度までとっておいても、利息だって大して付くわけではなし。我慢しなければならないという市民や子どもたちの気持ちだけが高まるだけです。今回はこれで私は認めますけども、これを積み立てしないで、9月議会でいま一度、要望している各課に配分できるような、そういう手だてをとっていただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

十分に優先順位を鑑みて、そして担当課と協議してまいりたいと思います。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

○木村利晴君

1点ちょっと質問させていただきます。

今までの費用目的というか、そういうものは今まで計画された既存的なものに限られているようなんですけれども、街の活性化のために、新事業ですとか、そういう提案に対して、今ストックした8千万円と、また新しくそういうものに対して取り組んで助成していくようなお考えはございますでしょうか。ちょっとお伺いいたします。使えないんですか、こういうのは。既存のものだけですか。

○財政課長（佐藤幸男君）

今回の交付金につきましては、対象事業ということで起債発行対象経費に充てるという意味合いもございますので、木村議員から今お話のあったものについては、多分交付金は使えないと思っております。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はございますか。

○服部雅恵君

すみません、1点だけお聞きしたいんですが、公立学校、また、児童クラブも含め、トイレが大分老朽化しているところも多いように感じるんですが、洋式トイレ設置のご計画等はどうか。

○庶務課長（勝又寿雄君）

現在、小・中学校のトイレの洋式化率につきましては３０パーセントから４０パーセント程度になっております。毎年幾つか、５、６箇所は和式を洋式に変えてはいますけども、かなり老朽化して詰まってきて、今回、改修だということで、じゃあ、和式を洋式にしようかという形で、改修するものだけを洋式にするというペースで今はやっておりますが、トイレ洋式化の工事につきましても、国庫の補助事業の制度がありますので、そういったものも活用できれば、今後やっていきたいというふうに考えております。

○服部雅恵君

ぜひ大いに活用していただいて、洋式化を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

討論がなければ、これで議案第１０号の討論を終了します。

これから採決を行います。

議案第１０号、平成２５年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第１０号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

平成２５年６月第２回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は各議員から出されました意見を十分に尊重し、市政を執行されますよう強く要望いたします。閉会の挨拶といたします。

議員の皆様に申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まり下さい。また、その後、全員協議会終了後、議会だより編集委員会を第２会議室で開催いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 ２時２０分）

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程

発議案第3号、発議案第4号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

2. 議案第4号から議案第9号

請願第25-1号

委員長報告、質疑、討論、採決

3. 議案の上程

議案第10号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

.....

発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

発議案第4号 国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

議案第4号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 平成25年度八街市一般会計補正予算について

議案第9号 八街市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

議案第10号 平成25年度八街市一般会計補正予算について

請願第25-1号 南中学校東の大量廃棄物の持ち込みに反対する請願について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 中 田 眞 司

八街市議会議員 京 増 藤 江

八街市議会議員 加 藤 弘